

【Web資料Ⅲ-⑫ 専門業務型裁量労働時間制】

19 の専門業務（省令で定める業務）① 新商品、新技術の研究開発、② 情報システムの分析、設計の業務、③ 新聞、出版、放送における取材、編集の業務、④ 衣服、工業製品、広告等の新たなデザイン考案の業務、⑤ プロデューサー、ディレクターの業務、（告示で定める業務）⑥ コピーライターの業務、⑦ システムコンサルタントの業務、⑧ インテリアデザイナーの業務、⑨ ゲーム用ソフトウェアの創作の業務、⑩ 証券アナリストの業務、⑪ 金融工学等の知識を用いて行う金融商品の開発の業務、⑫ 大学における教授研究の業務、⑬ 公認会計士の業務、⑭ 弁護士の業務、⑮ 建築士の業務、
⑯ 不動産鑑定士の業務、⑰ 弁理士の業務、⑱ 税理士の業務、⑲ 中小企業診断士の業務

労使協定で定めるべき事項

① 対象業務、② みなし労働時間、③ 業務の遂行手段、時間配分の決定等に関し具体的指示をしないこと、④ 対象業務に従事する労働者の健康・福祉確保のための措置、⑤ 対象労働者からの苦情処理に関する措置、⑥ 協定の有効期間、⑦ ④ ⑤ に関する対象労働者ごとの記録の保存（有効期間中及び期間満了後 3 年間）

資料出所：厚生労働省